

## 漁港等の魅力及びポテンシャル調査業務委託応募要領

### 1 業務番号

8 調第 1 号

### 2 業務名

漁港等の魅力及びポテンシャル調査業務委託

### 3 履行期限

令和 9 年 2 月 26 日

### 4 業務の目的

圏域毎の漁港の魅力・ポテンシャル（漁業形態、漁村人口、観光資源、文化等）を見える化し、モデル地区の海業実施計画を作成することにより、圏域毎の海業の取組促進を図ることを目的とする。

### 5 業務の内容

「漁港等の魅力及びポテンシャル調査業務委託 仕様書」のとおり。

### 6 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の全てに該当する者とする。

#### （１）対象者

民間事業者、独立行政法人、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者、又はこれらの 2 以上の法人から構成される共同グループ（以下「共同グループ」という。）。

#### （２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者（共同グループの場合は、グループを構成する全ての者が、全ての項目に該当すること。）。

ア 青森県内に本店、支店又は営業所等を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者であること。

ウ 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を参加表明書の提出期限日から企画提案書の提出期限日までの間に受けていない者であること。

カ 青森県建設業者等指名停止要領（昭和 60 年 6 月 1 日施行）に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限日から企画提案書の提出期限日までの間に受けていない者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していない者であること。

## 7 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第 1 号「参加表明書」を 1 2 の「応募・照会窓口」に郵送又は持参により、提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 6 月 15 日（月）

提出は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日、日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

## 8 企画提案書に関する事項

(1) 7 の「参加表明書」を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。なお、企画提案書に使用する言語は、日本語とする。

ア 同種業務の実績

過去 10 年間の、国、地方公共団体、公社・公団・公庫等（独立行政法人、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、認可法人を含む。以下「国等」という。）から受託した次の同種業務の実績を記載する。

「漁港や藻場を活用した海業に関する業務」

イ 業務の実施方針

業務理解度及び実施手順について、具体的に記載する。

ウ 特定テーマに対する的確性・実現性

特定テーマに対する所見について、具体的に記載する。

特定テーマは、「青森県内で海業の取組を進めるには、何が重要か」とする。

エ 配置予定主任担当者の同種業務の実績

過去 10 年間の、国等から受託した次の同種業務の主任担当実績を記載する。

「漁港や藻場を活用した海業に関する業務」

オ 見積書

積算内訳を記載した見積書を作成する。

契約候補者を特定するための企画提案書の評価及び契約は、見積書に記載された金額で行うので、参加表明者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を見積書に記載すること。

カ 共同グループ構成員の業務分担

共同グループで参加する場合は、構成員の業務分担を記載する。

(2) 提出方法

様式第2号により作成した企画提案書を12の「応募・照会窓口」に郵送又は持参により、提出期間内に2部提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月22日(月)

提出は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 評価事項は次のとおりである。評価基準・配点等は、別添「評価事項・評価項目・評価基準」を参照のこと。

- ア 参加表明者の業務実績
- イ 業務の実施方針
- ウ 特定テーマに対する的確性・実現性
- エ 配置予定主任担当者の同種業務の実績
- オ 見積額の妥当性

9 契約候補者の特定等

(1) 青森県水産土木建設業者指名委員会建設業者等選定部会(以下「選定部会」という。)において、応募資格を審査し、応募資格を有すると認められた者が提出した企画提案書について、8(4)の「評価事項」を評価し、評価点の合計が最も大きい者を契約候補者とする。

なお、審査は非公開とする。

(2) 評価点の合計が最も大きい者が2者以上あるときは、次の順の評価事項の評価点が高い者を契約候補者とする。

- ① 特定テーマに対する的確性・実現性
- ② 参加表明者の業務実績
- ③ 業務の実施方針
- ④ 配置予定主任担当者の同種業務の実績

また、上記により同一の評価結果となった場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。

(3) (2)により、くじ引きで契約候補者を決定する場合は、該当者にくじ引きを行う日時、場所を通知の上、該当者立会いの下で実施する。

(4) 評価点の合計が0点の場合は、契約候補者にしないこととする。

(5) 審査評価結果は、企画提案書を提出した者に令和8年6月26日(金)までに通知する。

(6) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に知事に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

なお、受付窓口及び時間は次のとおりである。

## ア 受付窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課  
企画・振興グループ 泉田、長谷川、塚尾  
Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

## イ 受付時間

休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

- (7) 知事は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答する。

## 10 その他

- (1) 参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、提出された書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月24日青森県条例第55号）に基づき、同条例が規定する個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、公表する場合がある。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の提出期限以降の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定主任担当者は、原則として変更できない。  
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の能力を有する者とし、受注者は発注者の承諾を文書により得なければならない。
- (7) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和8年6月10日（水）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会窓口」に提出すること。
- (10) (9)により、質問があった場合は、回答を令和8年6月12日（金）までに、県ホームページに掲載する。

## 11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 本業務に係る契約は、発注者と契約候補者との間で契約の協議が調い次第、企画提案書の見積書の金額で締結する。  
なお、協議が調わない場合は、契約を締結しない。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置及び青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日施行）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合は、契約を締結しない。

1 2 応募・照会窓口

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課  
企画・振興グループ 泉田、長谷川、塚尾  
Tel 017-734-9615 Fax 017-734-8167

評価事項・評価項目・評価基準

評価事項	評価項目	評価基準	配点	評価点		
1 参加表明者の 業務実績	過去10年間の同種業務※1の実績	国、地方公共団体、公社・公団・公庫等（法律に基づいて設置された独立行政法人及び認可法人を含む）から受託した同種業務の実績の有無	5件以上の同種業務の県内実績がある	20	20	
			3件以上の同種業務の県内実績がある	15		
			1件以上の同種業務の県内実績がある	10		
			県外での実績がある	5		
			実績が無い	0		
	計			x =	20	
2 業務の実施方針	3- (1) 業務理解度	業務の目的、内容及び制約条件	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	10	10	
			記載内容が適切である	5		
			記載内容が標準的である	0		
	3- (2) 実施手順	実施工程、課題等の対応方針及び品質管理体制	記載内容が適切であり、実現性が高く、さらに創意工夫が見られる	10	10	
			記載内容が適切であり、実現性が高い	5		
			記載内容が標準的である	0		
	計			x =	20	
	3 特定テーマに 対する確性・ 実現性	特定テーマ※2に対する確性・実現性	特定テーマに対して、的確性・実現性を評価する	記載内容が適切であり、的確性・実現性について重要な事項が記載されている	20	20
				記載内容が適切であり、的確性又は実現性について重要な事項が記載されている	10	
記載内容が適切である				5		
記載内容が標準的である				0		
計				x =	20	
4 配置予定主任担 当者の同種業務の 実績	過去10年間の同種業務※1の主任担当実績	国、地方公共団体、公社・公団・公庫等（法律に基づいて設置された独立行政法人及び認可法人を含む）から受託した同種業務の主任担当実績の有無	5件以上の同種業務の県内実績がある	20	20	
			3件以上の同種業務の県内実績がある	15		
			1件以上の同種業務の県内実績がある	10		
			県外での実績がある	5		
			実績が無い	0		
	計			x =	20	
5 見積額の妥当性	見積額の評価について	見積額 (A) と評価基準額※3 (B) の比率 (A/B) を評価する	0.80未満	20	20	
			0.80以上0.85未満	16		
			0.85以上0.90未満	12		
			0.90以上0.95未満	8		
			0.95以上1.00以下	4		
			1.00超	0		
	計			x =	20	
評価点の合計=				100		

※1 同種業務とは、「漁港や藻場を活用した海業に関する業務」とする。

※2 特定テーマは、「青森県内で海業の取組を進めるには、何が重要か」とする。

※3 評価基準額は、5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(様式第1号)

年 月 日

青森県知事 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

参 加 表 明 書

「漁港等の魅力及びポテンシャル調査業務委託」の提案に参加します。

(担当者)  
所属／部署  
氏名  
電話／FAX  
E-mail

(様式第2号)

年 月 日

青森県知事 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

企画提案提出書

「漁港等の魅力及びポテンシャル調査業務委託」の企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正1部、副1部)

(担当者)  
所属/部署  
氏名  
電話/FAX  
E-mail